

松本税務署からのお知らせ

国税庁ホームページの紹介

<https://www.nta.go.jp>

トップページ
はこちらから



確定申告特集ページ
はこちらから



令和4年分 確定申告特集

所得税・贈与税の
申告・納付は

令和5年
3月15日(水)まで

個人事業者の消費税等
の申告・納付は

令和5年
3月31日(金)まで



よく見られているページ



医療費控除を
受ける方へ



[申告方法の動画を見る](#)



住宅ローン控除を
受ける方へ



[申告方法の動画を見る](#)



ふるさと納税を
された方へ



[申告方法の動画を見る](#)



動画で見る
確定申告



[申告方法の動画を見る](#)



トピックス

スマホとマイナンバー
カードでe-Tax!



マイナポータル連携で
自動入力!



スマホアプリで納付
できます!



令和4年分
確定申告書等の作成

＼スマホやパソコンで申告可能!／

[確定申告書等作成コーナー](#)



所得税等の相談

土日、夜間でもAI(人工知能)が
自動回答します。

令和4年分の消費税は令和5年1月30日(月)
以降に公開予定です。

確定申告情報

[e-Taxの送信方法](#)



[作成コーナーの
マニュアル等](#)



[申告の流れ、
申告が必要な方](#)



国税庁 確定申告書等作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

作成コーナートップ

お知らせ

一覧

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

NEW 作成開始 >

保存データを利用して作成 >

集計用ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や受け取った配当等の内容を表計算ソフトで入力することができます。

医療費集計フォーム

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

- 税務署への持参**：不要
- 印刷・郵送代**：不要
- 添付書類**：不要※
※一部の書類は除きます
- 確定申告期間の利用可能時間**：24時間※いつでも
※メンテナンス時間を除きます
- 還付金**：早期還付
3週間程度で還付！
書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

スマートフォンでの申告がさらに便利に！

①e-Tax登録情報の確認 (読取1回目)

②電子署名の付与 (読取2回目)

③e-Taxへのログイン (読取3回目)

①e-Taxへのログインのみ！

※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能

スマホ画面


パソコン画面

所得税等の相談

所得税の確定申告に関する疑問は、チャットボットの税務職員ふたばにお気軽にご相談ください。医療費控除や住宅ローン控除などお問い合わせが多い質問について、入力いただくと自動回答します。

※ 令和5年1月4日から令和4年分の所得税の確定申告に関するご相談をお受けしております。

チャットボットはこちらから



税務職員 ふたば



皆さん
こんにちは♪

『舞い上がれ!』

両親が独立開業したダスキンのフランチャイズ加盟店に33歳で入社し、15年ほどたちます。松本平を中心に全県が営業エリアです。26歳から神奈川県内の同規模のダスキン直営店で修業し、一通りの業務をこなせるようになってから帰松しました。

子供のころから機械いじりが大好きで、航空機のパイロットになる為に、山梨県の日本航空高校に進学しました。卒業後は渡米してライセンスを取得し、そのまま輸送機のパイロットを目指していましたが、9・11の同時多発テロの発生で外国人に様々な制限がされ、帰国を余儀なくされました。

進学する前に親から「操縦士ではなく、飛行機の会社を経営する気はないのか」と言われたことがあります。清掃・衛生用品のレンタルと販売という今の仕事は面白いと感じていますが、経営にも携わるとなると事業計画を立て、実行していく楽しさも実感するようになり、その言葉の意味がようやく分かりました。

人口減少・高齢化や住宅環境の変化で、清掃用品の需要も訪問というスタイルも年々厳しくなっていますので、お客様の手もとに直接届けることが得意な会社として、ドローンのライセンスを取得し、今後新しい事業に活用できないかと考えています。

(横沢敏編集委員)



有限会社 ゆう
松本市野溝東
営業部長 關 貴之 氏



頑張ってます!!

『笑顔で 元気な接客を』

有限会社 ナカジマ薬局
安曇野市穂高

中嶋 伸江 さん

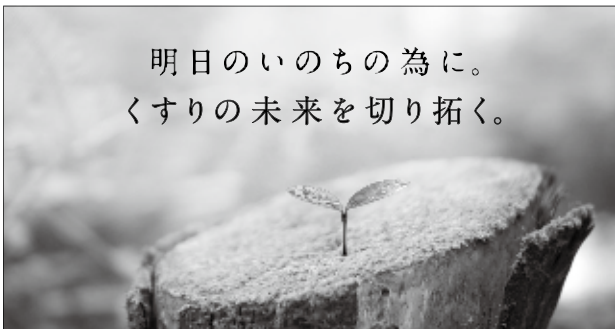
約半世紀にわたり地域に根差した調剤薬局として住民の方々を支える(有)ナカジマ薬局。現在は穂高店と三郷店で営業されています。今回お話を伺った中嶋伸江さんは2010年の三郷店開業時にご主人様がそちらに移られたのに伴い、穂高店の管理薬剤師として店舗運営を担われています。

店内は高い天井から降り注ぐ温かい日の光に照らされ明るい雰囲気になっています。また、両店舗はドライブスルー対応でお客様の利便性を高めています。もちろん店内での接客も可能で、中嶋さんはお客様とお話することを大切にされており、その際には専門家の知識と経験を分かりやすくお伝えすると共に、「私の元気をもちかえって下さい!」という気持ちで、笑顔で元気な接客を心掛けておられます。

ご多忙な中嶋さんですがご趣味は庭いじり、球根からお花を育てて「春が楽しみです」と語って下さいました。ハキハキとお話下さるお姿からお客様と深い信頼関係で繋がっていらっしゃるのだろうと感じました。これからますますのご活躍をお祈りいたします。

(川船昌子編集委員)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

・ **【ふるさとの食】 シリーズ ③4** ・

『四賀地区の松茸』
～四賀地区が誇る自然の恵み～

松茸は古くから日本人に愛されてきました。その様子は「日本書紀」や「万葉集」にも記されているようで、秋を代表する味覚として我が国の食文化を形成してきました。その希少性から高値を付ける松茸ですが、ご承知の通り人工栽培技術はいまだ確立されておらず、まさに“自然の恵み”です。

四賀地区の松茸は、色は白っぽく、大きさは小ぶり。外観、香り、食感（歯ごたえ）は日本一と言っても過言ではなく全国的にも非常に高い評価を受けています。秋のシーズンには全国各地から四賀地区の松茸を求めて大勢の方が訪れるそうです。

一般的に松茸は赤松の根の周りに発育します。四賀地区には古くから赤松の山林が広く存在し、その土



質、標高や気候（気温・降水量）等も発育に適していたことと共に松茸山の整備にも取り組んできたことなどから良質な松茸を数多く生

産してきました。ただ、時代の流れとともに山の手入れが難しくなり、赤松の高齢化も進んでいたところにマツクイ虫被害により広大な赤松林が枯死してしまったことや、地球規模での気候変動の影響もあるのか、生産量はかつて（昭和後半）と比べ1/10とも1/100ともいわれるほどに激減してしまっておりま。長野県がまとめた2022年の県内松茸生産量は推計値で21.2トンと例年に比べて少なめで、そのうち16.2トンが南信、2.1トンが東信、四賀地区を含む中信地域は2.9トンとなっています。それでも地区内の温泉宿泊施設などでは年間を通じて高品質の松茸を食べることが出来ますので是非足をお運びください♪
(川船昌子編集委員)

【取材協力・写真提供：松茸山荘】

保健の窓

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行

昨年より危惧されていた新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行が残念ながら実際に起きています。ここ数年季節性インフルエンザの感染者数はコロナの流行と共に激減していたのですが、今年は各地で感染流行が伝えられています。コロナ、インフルエンザともに主な症状として咳、発熱、頭痛、前身の痛みや倦怠感といったものがあり、感染した際に「どちらに感染しているのか」がすぐに分からないことが多いそうです。また、両方のウイルスに同時に感染してしま

う事例もあり、その場合にはどちらか一方に感染した時より重症化リスクが高まる可能性があるので一層注意が必要です。

私たちはコロナ以降、様々な感染対策を学び、実践してきました。今回のコロナ、インフルエンザへの有効な対策も基本的には同じとのこと。手指の消毒やマスクの着用、室内換気など自分にできる範囲でしっかりと実践していきたいですね。



地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

コロナ禍で考える安全・安心な暮らし

ジャーナリスト 海部 隆太郎

米国に住む友人と久しぶりに会った。彼は飛行機を降りた瞬間から“日本流”を心がけマスクを着用しているが、母国ではすでに見ることがない光景だと強調していた。新型コロナウイルスの感染が収まったわけではない。この対応の違いは何だろうか。国民性としか答えはない。

そういえば東日本大震災の時、諸外国から驚きの称賛があったのは、店舗を襲うなどの暴動が日本で起きなかったことである。災害に乗じて自身の利益を得ようとする人は日本にはほとんどいない。逆に被災者の役に立ちたいと思う人ばかりだった。これも国民性の違いが結論だと思うと悲しすぎる。

震災時、私が揺れを感じたのは、東京・大手町の地下鉄ホームだった。地震のアナウンスで一斉に改札口に人が殺到したが、誰もがパスモ(スイカ)を自動改札に触れてから出ていく。こんな非常事態でも決められたことを守るのが日本人なんだと、つくづくと自分には欠けている真面目さを感じた。

新型コロナウイルスは別にして、自然災害、交通事故、犯罪など身の回りには気が付かない危険が潜んでいる。だが、コロナ以外に対する危機意識は低い。安全を日頃から意識して備えることで安心があるのだが、直面しないと後回しになってしまうのが現実だ。ただ、企業はそうはいかない。存続するため事業継続計画(BCP)が必要だし、これだけは定めておかねばいけない。

空気と安全はタダではない

取材を通して安全な暮らしについて考える機会が

あった。日々の生活の中で実に多くの製品を使用しているが、製品安全も意識することがない。普通に使えて当たり前であり、メーカーへの信頼もあるからだ。ただ、製品安全を所管する経済産業省で聞くと、重大製品事故は年間約1,000件の発生があり、そのうちの3割は使う側の誤使用や不注意だという。しかも高齢者による割合がかなり高いそうだ。言い換えると7割は製品に問題があるということで、やはり買う側も安全を意識して購入しなければならない。特に安価な製品など、価格のみを重視して購入するのは慎重さが必要だ。コロナ禍で購買機会がネットに向き、さらに海外製品を直接購入することもできる。同省では代理店を通さずに海外から直接入る製品の事故発生は把握しにくく、対策が必要だと強調していた。

安全で安心に暮らせる社会を構築するには災害・防犯の備えとメーカーの製品安全への取り組み、さらには消費者側の意識を高めることが不可欠になる。冒頭の友人いわく、日本は何を食べてもおいしいし何よりも安全だという。犯罪面から見れば確かに日本は安全かもしれないが、他の面からの安全はどうだろう。

空気と安全はタダだという意識があったが、時代の変化はそれらのものを有料化した。そして目に見えないウイルス感染が世の中の仕組みを大きく変えつつある。防衛の問題を入れると話が複雑になるが、企業活動を含め全てのベースになる安全をもう一度見直してみようと考えている。

【筆者紹介】海部隆太郎(かいべ・りゅうたろう)

法政大学卒。全国紙記者、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に幅広い課題を取材・執筆活動を展開する。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!

税務ポイント

(会社の税務よろず相談室⁽¹⁷⁹⁾) 所得税・法人税関係 ふるさと納税ワンストップ特例制度について

Q. ふるさと納税の概要とふるさと納税ワンストップ特例制度について、あらためて教えてください。

A.

「納税」という言葉がついているふるさと納税。

実際には、都道府県、市区町村への「寄附」です。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。ですが、ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となります。

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。

自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にもふるさと納税を行うことができますので、それぞれの自治体がホームページ等で公開している、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い道等を見た上で、応援したい自治体を選んでください。

特に寄附金の使い道については、ふるさと納税を行った本人が用途を選択できるようになっている自治体もあります。

ふるさと納税として寄附された金額について、控除を受けるためには、ふるさと納税を行った年分において確定申告をする必要がありますが、平成27年4月

1日以後に都道府県・市区町村に対する寄附（ふるさと納税）を行った場合で、かつ、確定申告が不要な給与所得者の方については、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告をしなくても、この寄附金控除を受けることができます。この制度を「ふるさと納税ワンストップ特例制度」といいます。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず、確定申告をする方（医療費控除や雑損控除を受けるなどのために確定申告をする方や個人住民税の申告をする方などを含みます。）がふるさと納税について寄附金控除の適用を受けるためには、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて確定申告をする必要があります。特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へ変更届出書を提出してください。

このふるさと納税ワンストップ特例制度は、平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象です。平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行っている方は、平成27年中のふるさと納税について控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります（平成28年以降のふるさと納税については、5団体以内であれば、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることが可能です。）。

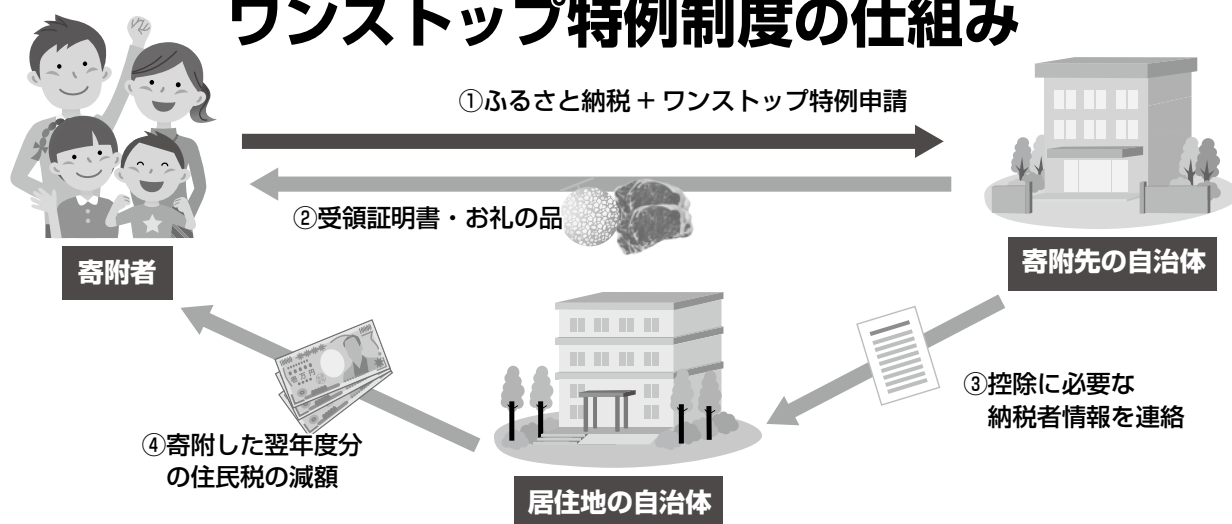
また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。

(税制委員会：

赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次 グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

ワンストップ特例制度の仕組み



法律レポート

中小企業におけるパワハラに対する法的対応(第2回)

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



今回はパワハラに該当するか否かに関して具体的な内容を検討します。

1. 定義

法律上の定義は、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたもの」とされていますが、近時の裁判例において「職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を越えて、精神的・身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為」とされています。注意すべきは、雇用関係がなくても要件を充たすのであれば、パワハラに該当することです。

パワハラと類似する概念の「職場のいじめ・嫌がらせ」については、大部分がパワハラに該当するものと考えられています。

2. 「職場内」以外におけるパワハラ成立の可能性

- (1) 労働派遣については、労務遂行上の指導・監督を行う場面、特に指導・監督を受ける者が労働契約上弱い立場にある場合には、言葉遣いや指導方法について注意する必要があります。
- (2) サービス利用契約については、雇用関係がなくても職務に準じた地位ないし人間関係等の優位性を背景に、社会通念上許容される程度を越える行為をすれば、パワハラに該当することになります。
- (3) 大学の教員同士や教諭と生徒については、地位や人間関係の優位性を背景とした相当性を欠く行為であれば、裁量逸脱や権限濫用としても評価されます。

3. 具体的なパワハラ行為の内容（裁判例を参考）

パワハラのあり様は極めて多種多様でパワハラないしそれに類する不適切な行動と評価される言動には、いくつかの共通する事情があり、これらの事情がパワハラを肯定する方向に働く事情（肯定事情）と、逆にパワハラを否定する方向に働く事情（否定事情）によって、パワハラの該当性を検討します。

〈パワハラの肯定事情〉プラス要因

I. 言動の内容

- ① 有形力の行使
悪ふざけで輪ゴムを飛ばす行為や、叱責中に机を叩くなどの威圧行為
- ② 強迫、侮辱、名誉毀損
「殺すぞ」「死ぬ」「ばか」「あほ」人間性を否定するような発言、能力不足を馬鹿にする

ような発言、相手を犯罪者呼ばわりする発言

- ③ 退職勧奨、退職強要
「辞めてもいいぞ」等の退職の可能性をほめかす言動
- ④ 過度な要求、強要
達成が極めて困難な厳しいノルマ設定をすることや、会社の売れ残り品の買取、手当なしの休日出勤や時間外勤務を強要すること
- ⑤ 業務をさせない、業務限定・減少、業務変更
業務限定・減少や業務変更は、業務や指導の範疇に属するものであり、使用者側の判断や裁量がある程度尊重される傾向があります
- ⑥ 私的領域への踏み込み、価値観の押し付け
個人の人格権や人格的利益に対する直接的な打撃を与え、労働者の心身に強度の負荷をかけること
- ⑦ 他者との不公平な取り扱い
当該不公平な取り扱いと業務との関連性が乏しく、不公平な取り扱いを受けた者の心身に負担をかけること

II. 言動の態様、方法

- ① 場所、公然性
被害者以外の第三者に晒される状況（朝礼など）
- ② 時刻、回数、継続時間
当該行為が業務時間外に行われた行為であるほど、また、行為が行われた回数が増えるほど、さらに、継続時間が長時間に及ぶほど、負担が大
- ③ 不適正なプロセス
労働者の言い分を聞かずに行われるなど、適正なプロセスを踏まないこと
- ④ 口調、声の大きさ
強い口調、厳しい口調

III. 被害者側の事情

- ① 被った心身の負担が大きいこと（当該業務における平均的な労働者が基準となります）
- ② 加害者と被害者の関係
被害者との関係で、加害者の優位性が強いほど大

〈パワハラの否定事情〉マイナス要因

- ① 被害者に落度や帰責性があること
被害者に業務の不正、大きなミスや改善されるべき点がある場合には、相当程度に厳しい指導

が行われることがやむを得ないこともありえます。

- ② 業務の性質上の必要性があること
生命、健康を預かるなどの業務は厳しい指導が必要であります。

4. まとめ

ある行為がパワハラにあたるかどうかは、当該行為の目的や、その内容や態様（強度や継続性・反復性）、業務の内容や業務との関連性の程度、行為者

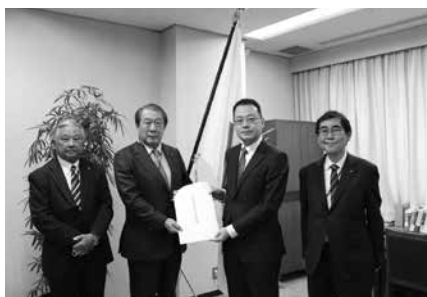
と受け手との関係など様々な事情が総合的に考慮されて判断されることとなります。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
 〒390-0874 松本市大手 1-3-29 丸今ビル 3F
 TEL(0263)39-2030 (代) FAX(0263)39-2031

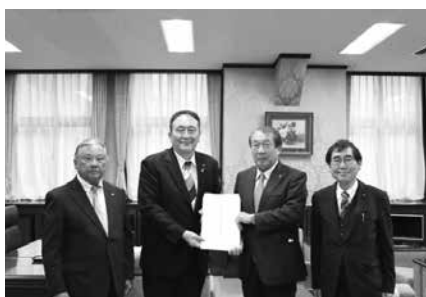
行動する法人会(全法連) —令和5年度税制改正に関する提言—

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言活動を展開しています。

先月号では松本法人会の活動をご報告いたしました。が、全法連でも同様に関係省庁、政党への提言活動を行っております。



中小企業庁
角野長官(右から2番目)



財務省 井上副大臣
(左から2番目)



総務省
川窪自治税務局長(右)



国税庁
(表敬訪問)



自由民主党
予算・税制等に関する政策懇談会
(税務・中小企業関係)



公明党
税制改正要望等に関するヒアリング



立憲民主党
税制改正要望ヒアリング



国民民主党
税制改正要望ヒアリング



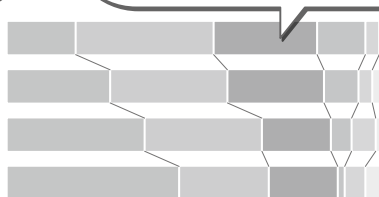
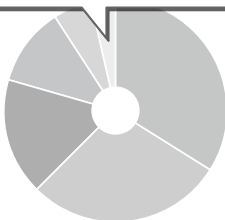
日本維新の会
住吉財政金融部会長(中央)

中小企業調査 「大同生命サーベイ」

大同生命では景況感や企業経営の課題など
全国の中小企業の経営者の「生の声」を
毎月調査し、その結果を公開しています。

人材確保に向けた対策は？

事業承継の課題は？



「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査(地域別・業種別)に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記QRコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。



(アドレス) <https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/>

◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。

おかげさまで120周年
DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829



2月の予定

1日臨時研修委員会 2日広報委員会編集会議 3日税制委員会グループ会議 7日四賀小学校租税教室、県連理事会 10日2月役員会、青年部正副部長会議 14日新設法人説明会、全法連税制セミナー 16日会員親睦ボウリング大会 17日冬期特別研修会、県連女性部長特別研修会 21日第111回税制勉強会 24日青年部2月例会 27日決算説明会

決算説明会

(法人税・消費税の説明会 / 1月決算法人対象)
2月27日(月) 午後2時より
松本市駅前会館 4階「大会議室」

※会場設営(距離確保)、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

第111回 税制勉強会開催のお知らせ ～松本税務署 山田副署長講演「お酒のよもやま話」～

恒例の税制勉強会を下記内容にて開催いたします。参加希望の方は事務局までお申し込みください。

日時 令和5年2月21日(火) 午後2時～3時30分(予定)
内容 「お酒のよもやま話」
会場 松本市駅前会館4階「大会議室」
講師 松本税務署 副署長 山田潤一郎氏
受講料 無料

お申込 事務局まで(0263-35-8080)

※会場設営(距離確保)、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

2月17日
開催

冬期特別研修会開催のお知らせ

先月号ならびに当月号付録でもご案内の通り、2月17日(金)に冬期特別研修会を開催いたします。

講師には、組織強化につながる人材育成のエキスパートであり、「叱りの達人」としてNHKクローズアップ現代にも出演された 河村 晴美(かわむら はるみ)さんをお迎えいたします。「叱り方」という視点での人材育成、組織強化に関する研修となります。ご参加をお待ちしております。

- 開催日 2月17日(金) 14:00～15:30
- 会場 松本市駅前会館4階「大会議室」
- 講師 叱りの達人 河村 晴美 氏
- テーマ 「人材」を「人財」へ～組織が最高最大に成果を上げる叱り方の極意～
- 定員 50名(先着順。お申し込みの無い方は参加をお断りする場合がございます。)
- お申込 ご案内チラシに必要事項をご記入の上、事務局まで。

税に関するアンケートご協力のお願い

全国の法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して皆様の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。私たち松本法人会でも令和6年度税制改正に対する提言事項作成に向けて「税に関するアンケート」を作成し、今号付録として同送しております。

皆様からお寄せいただきましたご意見をまとめて、地元自治体・選出国會議員にお届けしますので、どうかご協力をお願い申し上げます。

(アンケート返信先(松本法人会事務局))

FAX.0263-36-0839

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音のイラストデータ デモ
MP3 デバイスのイラスト デモ
デジタル写真機 デジタル写真機

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざまし企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL0263-35-8080 FAX0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



松本市立博物館 開館に向けて準備中 (松本市)



令和2年3月から始まった移転工事も内外装とも完成し、10月の開館に向けて収蔵品の搬入や陳列が行われています。開放的

なガラス張りですので、路上からでも館内の展示の進行状況が丸見えます。(横沢敏編集委員)

冬期特別研修会のご案内

「人材」を「人財」へ

～組織が最高最大に
成果を上げる叱り方の極意～



開催日 **2月17日(金)**
午後2時～3時30分

会場 **松本市駅前会館**
(松本市深志2-3-21)

定員 **50名**
(先着順 要申込)

講師 **叱りの達人 河村 晴美氏** 受講料 **無料**

詳細・お申し込みは
本号チラシにてご確認ください

※コロナ感染拡大状況により、オンライン開催に変更する
可能性がありますこと、お含み置き下さい。

お問い合わせ 一般社団法人 松本法人会 (事務局)
TEL.0263-35-8080

川柳コーナー

物価高
福沢諭吉は
日帰りに
スマホの手が
合掌になる
初詣
虹の空
無筆
終わりに平和な
コロナ禍が

あしがき

消費税率の引上げ
以来、コロナ禍にあつても
も税収は過去最大を更新し続けている
もの、国債残高も一向に減少する兆し
はなく、さらなる増税の影が見え隠れ
している。

現在の「ふるさと納税」は単なる返礼
品競争でしかないので感心できないが、
応援したい自治体へ納税(寄付)するとい
う仕組みはもつと他にも活用できるのでは
ないだろうか。例えば倍増するという防
衛費へ導入するのでは、返礼品として
演習の見学や払い下げ品の支給、装甲車
などへの銘板の掲示など防衛費の増加を
願う国民からの納税を促すネタは尽き
ないのではないだろうか。

東大の大講堂も当時の安田財閥が匿名
を条件に寄付したのだが、結局安田講堂
と呼ばれるようになり、今では大手総合
スーパの創業者の名前を冠したホールま
で建てられている。ネーミングライツを財
源に活用するのはどうだろう。護衛艦に
名前を付けた方もおられるかもしれない
し、万一沈没する不安があるのであれば、
いつそのこと仮想敵国の指導者の名前に
もすれば攻撃されずに済むかもしれない。
民間での新規事業などで導入が進むク
ラウドファンディングなどで、目的を絞った
資金調達の手法は近年格段に増えている
ので、安易な増税の前にぜひ一考して
いただきたいものである。

(横沢)
横沢 敏
川松昌子

